

危険社会における電子監視 —フランスにおける移動型電子監視を素材として—（継続）

代表研究者 井上 宜裕 九州大学大学院 法学研究院 准教授

1 研究調査の要旨

いわゆる危険社会において、移動型電子監視が果たしうる機能、役割について、既に同措置を導入し、多くの議論の蓄積があるフランスを素材に分析し、保安処分としての移動型電子監視がわが国に導入可能かどうかを明らかにする。

2 研究調査の目的・意義

近時、体感治安の悪化に伴って、世界各国で、いわゆる危険社会の到来が声高に叫ばれるようになった。これに対しては、各国で、さまざまな再犯防止措置が講じられている。再犯防止措置の中でも、とりわけ、移動型電子監視を導入する国が増えつつある。移動型電子監視の法的性質は保安処分であり、対象者の将来的な再犯の危険性に基づいてなされる措置である。例えば、移動型電子監視を導入したフランスでは、同措置をめぐる活発な議論が展開され、既にそこから多くの知見が得られている。移動型電子監視は、危険社会において既に一定の地位を獲得しつつあるように思われる。

これに対して、わが国では、かつての刑法改正論議の経験から、保安処分論を展開すること自体がタブー視されており、当然のことながら、移動型電子監視の導入可能性についてもほとんど論じられていない。

そこで、本研究では、近時の保安的措置に広く妥当する保安処分論を展開した上で、移動型電子監視の導入可能性について、理論面、実際面の双方から検討する。

3 テーマ発想の動機、これまでの経緯等

申請者は、これまで、わが国の近時の監視強化につながる立法動向（井上宜裕「刑の一部執行猶予—法制審議会議事録を中心に—」龍谷法学 43 巻 1 号（2010 年）79-103 頁）、及び、各国の保安的措置（井上宜裕「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する 2008 年 2 月 25 日の法律(Loi n° 2008-174)について」法政研究 77 巻 4 号（2011 年）831-849 頁）について検討を加えた。そこで、申請者は、わが国の社会状況及び各国の保安的措置の導入状況に鑑みれば、わが国でも電子監視をはじめとする保安的措置の導入の是非が検討されてしかるべきとの考えに至ったが、その前提となる保安処分論が、わが国では触法精神障害者に対する保安処分の是非の問題に特化されており、他の保安的措置に应用可能な一般理論がきわめて脆弱で、この点の探求が急務であると感じ、本研究の着想をえた。

再犯防止措置の中でも、移動型電子監視は、わが国の技術をもってすれば十分に導入可能であるのみなら

ず、対象者に及ぼす影響も保安監置といった予防拘禁措置に比べれば限定的である。これらの点に鑑み、今や、わが国でも、移動型電子監視の導入可能性について、理論面、実際面の双方から本格的に検討すべきであると考えらる。

平成 23 年度の研究助成によって、フランスにおける保安処分論の概略、及び、移動型電子監視の法的枠組みの概要を明らかにすることができた。移動型電子監視をめぐるフランスの議論状況については、各研究会で報告し、さらには、中間的成果として、学会で発表する機会を得た。

- ・「フランスにおける保安処分論の展開」
九州法学会学術大会個別報告（2011 年 6 月 26 日（於：宮崎産業経営大学））

※なお、この研究報告の内容については、『九州法学会 2011 年会報』に掲載されている。

4 研究調査の方法・概要

今回、継続課題として申請したのは、平成 23 年度の研究助成によって得られた成果を踏まえて、それをより充実、発展させ、最終的な成果を公表するためである。

2005 年 12 月 12 日の法律 (Loi n° 2005-1549) によって、社会内司法監督の一態様として導入された移動型電子監視は、国内領土全域で常に遠隔で位置が特定できる送信機を対象者に装着させる方法で実施され、保安処分として、対象者の同意を条件に行われる（この同意がない場合、有罪宣告時にあらかじめ定められた拘禁刑が執行されることになる）が、実際に対象者の真摯な同意が観念できるのかについては、実態を継続的に調査する必要がある。

また、保安処分相互間について、とりわけ、2008 年 2 月 25 日の法律 (Loi n° 2008-174) で、保安監置と並んで、保安監視が導入され、保安監視の枠組による場合、移動型電子監視の更新回数が無制限になる点には注意を要する。保安監視は、一定の要件の下、司法監視下の者や社会内司法監督下の者にも命じられうるため、この改正の射程はきわめて広いといえ、この点が実務に及ぼす影響についても実態調査を行わなければならない。

ただ、平成 23 年度の渡仏では、制度的概要及び理論的検討が中心で、運用実態の詳細の検討は必ずしも十分に行えなかった。特に、保安監視の枠組みは、法律は成立したものの、細則等については現在整備されつつある状況にあるため、今後も継続的な調査が不可欠である。とりわけ、保安監視の枠組みの導入が実務にどのような影響を及ぼしたのかを中心に、移動型電子監視の実施に際して要件とされる同意についても、具体的事案の蓄積を検証すべく、再度渡仏して実態を確認したいと考えている。

平成 24 年度についても、ポワティエ大学法学部 M. Danti-Juan 教授（刑法学研究所（EPRED）所長）、今回電子監視関係の資料を快く提供して頂いた、同大学法学部の M.Masse 教授他、同大学スタッフの協力が得られることになっている。また、今回の渡仏の際に、意見交換をすることができた、トゥールーズ第一大学教授で、国立懲治学院研究開発センター長である F. Dieu 教授を通じて、次年度、トゥールーズの刑罰適用判事との面談につき快諾を得ている。

以上の要領で、渡仏による実態調査を基軸として、補足的に文献を収集しつつ、本研究課題である「危険社会における電子監視」を継続的に研究し、危険社会における電気通信の果たすべき役割について、十分な成果を上げたいと考えている。

以上のように本研究は、これまでわが国で十分に論じられてこなかった、多様な保安的措置に敷衍しうる保安処分論を展開し、具体的措置として移動型電子監視の導入可能性を論じるものであり、きわめて独創性の高い研究といえる。

5 研究成果の公表計画

本研究でえられた成果は、随時、研究会及び学会で報告、それと並行して、九州大学法学部紀要「法政研究」に連載する。最終的には、刑事法のみならず周辺領域にも相当のインパクトを備えたもので、かつ、単著として公表しうるレベルの質と量を伴った論稿を仕上げる予定である。

6 テーマに関する将来計画

本研究をさらに発展させ、これまで触法精神障害者に対する保安処分に議論が集中していたわが国の保安処分論の射程を拡大し、多様化する保安的措置のすべてを分析対象とする。

そのことによって、多様化する保安的措置のすべてについてその実効性のみならず、理論的正当性、妥当性の有無についても検討することが可能になり、わが国の保安処分論を飛躍的に発展させることができる。

その結果、電気通信を前提とした移動型電子監視がいかなる機能を果たしうるのか、即ち、それ自体対象者の人権侵害であり否定されるべきなのか、予防拘禁を回避しうる手段として評価する余地があるのかといった点が解明されることにより、危険社会における電気通信の果たすべき役割が判明することになる。

7 研究調査の目的・意義

このテーマに関する内外の研究の動向

近時、世界各国で、電子監視から保安監置まで、さまざまな保安処分ないし保安的措置が導入されつつあり、保安処分（保安的措置）の多様化は、今日、世界的潮流とすらいえる。これに対して、わが国では、近時、保護観察の強化をはじめとするさまざまな監視強化策は取られているが、保安処分（保安的措置）をめぐる議論が正面から展開されることはほとんどない。このことは、わが国でかつて、触法精神障害者に対する保安処分導入の是非をめぐる激しい対立が生じ、それが一因で刑法改正論議が頓挫したこととも無関係ではないであろう。このような状況から、従来わが国で保安処分論といえば触法精神障害者に対する保安処分の問題が念頭に置かれ、それ以外の保安処分（保安的措置）について、国外の動向として個別に紹介されることはあっても、それらを統合した理論的検討がなされることは皆無である。現在の諸外国の状況に鑑みれば、わが国でも導入の是非が検討されてしかるべき各保安処分（保安的措置）につき、その前提となる保安処分論の理論的枠組みが欠落しているのは危機的であり、この点の検討は喫緊の課題といえる。

移動型電子監視がわが国でいかなる機能を果たしうるのかという点についても、本格的検討はいまだなされていない。移動型電子監視が再犯防止機能を有しうるのか、この措置が対象者にもたらす影響、人権侵害的側面はいかに評価されるべきかといった問題は、ほとんど論じられることがなかった。

他方、既に、電子監視、保安監置等の多様な保安処分（保安的措置）を立法化したフランスでは、これらの保安処分（保安的措置）をめぐる多角的な考察がなされている。そこでは、単なる実効性のみならず理

論的根拠についても検討対象とされており、その際、注目すべきは各保安処分（保安的措置）が被害者保護に資するか否かという視点が含まれている点である。

フランスでは、上記の通り、犯罪者情報データベース及び電子監視（固定型・移動型）の導入後、2008年には、保安監置、保安監視、及び、刑事裁判所による触法精神障害者に対する強制入院命令の立法化がなされ、同法により、移動型電子監視の更新が回数制限なく可能となった。フランスでは、移動型電子監視は保安処分として位置づけられ、この措置を実施する際には対象者の同意が要件とされる等、その法的性質を明示し、対象者に及ぶ影響についても一定の配慮がなされている。

以上の点から、本研究ではフランスの移動型電子監視を素材として取り上げることとした。

8 研究成果

8-1 再犯予防と監視

近時、フランスでは、再犯予防を目的としたさまざまな保安処分ないし保安的措置が導入されており、移動型電子監視もその一環である。

移動型電子監視は、既に1998年に創設されている社会内司法監督の一態様として、2005年に導入された。

これと併せて、司法監視の制度も創設され、善時制によって刑期が短縮された部分に社会内司法監督と同様の義務を課すことが可能となった。

さらには、2008年、保安監置と同時に導入された保安監視によって、移動型電子監視を含む義務が無制限に更新できるようになっている。

ここでは、移動型電子監視を中心に、これらの保安処分ないし保安的措置が再犯予防の点でどのように機能しているのかを検討する。

8-2 電子監視をめぐる問題状況

（1）電子監視の種類

電子監視には、大別して、固定型電子監視と移動型電子監視がある。

・固定型電子監視

2004年に導入された固定型電子監視は、拘禁の代替ではなく、自由剥奪刑の一執行態様と解されている。

このシステムは、踝または手首に装着するマッチ箱大の発信器（ブレスレット）、有罪宣告を受けた者の電話回線に接続された受信機、及び、行刑機関によって管理される中央コンピュータからなり、有罪宣告を受けた者が受信機から一定の距離以上離れると、信号が作動する仕組みである。具体的には、対象者に発信器を含む装置の装着を命じ、刑罰適用判事によって指定された場所に対象者が存在するか否かを一定の時間間隔をもって遠隔で検出するという方法で行われる（刑訴法723-8条1項）。

対象となりうるのは、判決裁判所が2年以下の拘禁刑（累犯の場合は1年以下）を言い渡す場合（刑法132-26-1条1項）、または、単純一部執行猶予または保護観察付一部執行猶予で刑罰の実刑部分が2年以下（累犯の場合は1年以下）の場合である（刑法132-26-1条2項）。

また、1つもしくは複数の自由剥奪刑の全期間が2年以下（累犯の場合は1年以下）の有罪判決の場合、または、有罪宣告を受けた者が受けるべき1つもしくは複数の自由剥奪刑の全残刑期間が2年以下（累犯の

場合は1年以下)の場合(刑訴法723-7条1項)、刑罰適用判事によって、固定型電子監視が適用されうる。さらに、刑罰適用判事は、有罪判決を受けた者の仮釈放を、1年を超えない期間、保護観察として電子監視措置の執行に服さしめることが可能である(刑訴法723-7条2項)。

いずれの場合も、電子監視の決定を下すには、弁護人依頼権の告知を受けた上で、被告人がこれに同意する必要がある、親権から解放されていない未成年者の場合、この決定は、親権を行使する資格を有する者の同意がある場合にのみ可能となる(刑法132-26-1条3項)。

・移動型電子監視

2005年、社会内司法監督の一態様として導入された移動型電子監視は、国内領土全域で位置を常に遠隔で確定しうる送信機を対象者に装着させることによって行われる(刑法131-36-12条1項、刑訴法763-12条1項)。具体的には、まず、3種類のゾーン、即ち、住居等、指定された時間にいなければならない場所(zones d'inclusion)、小児性愛者に対する学校施設への立入禁止のように、立入・接近を禁止する場所(zones d'exclusion)、及び、その周辺(緩衝)領域(zones tampons)が設定される。その上で、GPS(Global Positioning System)が対象者の位置を常時把握し、GSM(Global System for Mobile Communications)がその情報をコントロールセンターに送信するという方法が取られる。このため、対象者は、GPSの発信器であるブレスレットとGSM用の小型の筐体を装着しなければならない。この措置は、保護監察局(Service pénitentiaire d'insertion et de probation)の支援の下、刑罰適用判事によって実施される。

社会内司法監督とは、法律に定めのある場合に、判決裁判所によって命じられうるもので(刑法131-36-1条1項)、自由剥奪刑が終了した時点から適用される(刑法131-36-5条1項)。対象者は、判決裁判所によって定められた期間、刑罰適用判事の監督の下、再犯防止のための監視措置及び援助措置に服する義務を負う(刑法131-36-1条2項)。

社会内司法監督上の移動型電子監視は、保安処分として行われ(刑法131-36-9条)、この措置が自由剥奪が終了した時から再犯を予防するのに不可欠と思われる場合で、7年以上の自由剥奪刑で有罪判決を受けた成人に対して、医学鑑定によって対象者の危険性が証明された場合にのみ命じられうる(刑法131-36-10条)。また、移動型電子監視は、配偶者や子ども等、一定の人的関係にある者に対して行われた暴行または脅迫について5年以上の自由剥奪刑で有罪判決を受け、医学鑑定が危険性を証明した成人にも命じられうる(刑法131-36-12-1条1項)。

移動型電子監視の期間は2年で、軽罪においては1回、重罪においては2回更新されうる(刑法131-36-12条1項、刑訴法763-10条3項)。

移動型電子監視は、対象者の同意なくしては実施されえないが、同意がない場合、有罪宣告時に確定される拘禁刑が執行される(刑法131-36-12条2項、刑訴法763-10条4項)。

移動型電子監視は、司法監視上の義務として課されることがある。即ち、社会内司法監督の対象となる重罪または軽罪について7年以上の自由剥奪刑で有罪が宣告された場合、行刑裁判所は、共和国検事の請求に基づいて、保安処分として、釈放後、対象者が恩恵を受け、かつ、取消決定の対象とならなかった、刑の軽減の自動的付与(crédit de réduction de peine)及び刑の補充的軽減に対応する期間を超えない範囲で、司法監視に付される旨命じることができる(刑訴法723-29条)。司法監視上の義務は、社会内司法監督と同様の義務で、移動型電子監視もそこに含まれる(刑訴法723-30条1項)。

さらに、社会内司法監督の対象となる重罪または軽罪につき有罪判決を受けた者に対する仮釈放の場合にも、移動型電子監視を含む、社会内司法監督上の義務が課されうる(刑訴法731-1条)。

2008年、保安監置と並んで導入された保安監視は、保安監置後だけでなく、一定の場合、司法監視下の者や社会内司法監督下の者にも命じられうる。司法監視または社会内司法監督が刑訴法706-53-13条に列举された犯罪の1につき15年以上の懲役刑で有罪判決を受けた者に対して宣告された場合で、かつ、対象者が累犯の高度な蓋然的危険を有する場合、保安監置地方裁判所は、対象者を保安監視に付することができる。

保安監視においては、司法監視または社会内司法監督の制限を超えて、対象者の義務の全部または一部を延長する決定をすることができる（刑訴法 723-37 条及び同 763-8 条）。

（２）電子監視に対する評価

まず、固定型電子監視は、フランスでは、法文にもあるように、「恩恵」（刑法 132-26-3 条、刑訴法 723-7-1 条）と位置づけられている。即ち、同制度は、社会復帰へ向けて真摯に努力する者に対する「恩恵」として、施設内処遇から社会内処遇への移行を認めるものと一般に理解されている。

しかし、固定型電子監視に対しては根強い批判がある。固定型電子監視は、その名の通り固定型であって、固定するためには特定の住居が必要となる。この点が、最弱者の排除に繋がると批判される。また、固定型電子監視の実施によって、家族を含めた私生活の平穏が害されうる点も指摘されている。さらに、「ブレスレットは、踝にではなく、頭に付けられている」と比喩的に表現されるように、電子監視から生じる対象者の精神的ストレスが問題視される。

他方、移動型電子監視に関して、その有効性を肯定する論者は次のように主張する。「この遠隔統制は、有罪判決を受けた者に、再び犯行に及ぶことを断念させることによって、予防効果を有する。この効果が発揮されなくても、この装置の技術的有効性は、犯罪者を追いつめて自白させ、犯罪者をより迅速に逮捕することを可能にする」と。

これに対して、「移動型電子監視は、移動の自由を著しく制限する措置であり、家族の生活にも衝撃を与える。移動型電子監視は、フランス法のみならずヨーロッパ人権裁判所の判例に鑑みても、刑罰的性格を示している。……この措置の有効性は十分に証明されておらず、個人の継続的監視は、再犯予防目的と均衡を保っていない」とする反論も展開されている。

（３）保安処分論における電子監視

保安監視には、保安監置後の継続的監視の他、上述の通り、司法監視または社会内司法監督に伴う時間的制約を撤廃するという意義がある。また、看過されてはならないのは、保安監視が、保安監置の遡及適用を可能にする道具となりうるという点である。

憲法院は、個人の自由に対する重大な侵害を理由に、保安処分である保安監置の遡及適用を否定した。にもかかわらず、2008 年法によれば、保安監置の遡及適用が事実上可能となる余地がある。即ち、保安監置の適用場面は、①刑終了後の収容、②保安監置後の保安監視における義務違反に起因する保安監置、③司法監視または社会内司法監督後の保安監視における義務違反に起因する保安監置、の 3 つである。

③の場合、保安監視は遡及適用が可能であって、保安監視を介することで、法律の施行前に有罪判決を受けた者に対しても、保安監置の適用がありうる。例えば、2008 年法施行前に、判決裁判所によって保安監置対象犯罪につき 15 年以上の懲役刑が宣告され、刑罰適用判事によって司法監視に付された対象者は、保安監置地方裁判所によって保安監視に付されうる。その際、保安監視から生じる義務に不履行があれば、保安監置が可能となる。

（４）移動型電子監視の現況

移動型電子監視の実施状況は、活発とはいえない。2011 年 1 月 1 日時点で実施されている移動型電子監視の件数は 43 件、2006 年の実験開始以来の総数は 93 件（内、仮釈放の場合が 17 件、司法監視の場合が 76 件）である。

保安監視の実施状況についても、きわめて低調である。保安監視の第1号事案は、次のようなものであった。

2009年4月1日パリ保安監置地方裁判所は、加重強姦罪で20年の懲役刑を宣告され司法監視に付されている偏執性精神病患者につき、司法監視の後1年間の保安監視措置を決定した。その後、2010年4月15日パリ保安監置地方裁判所は、保安監視の2年間延長を決定したが、この決定を不服として、対象者が上訴した。2010年7月1日保安監置中央裁判所は、「X氏は、強制収容制度の下で入院しており、司法上の監視を維持する必要はないように思われる」と判示し、保安監視の延長を否定した。

ちなみに、最初の保安監置は、15歳未満の者に対する強姦、逮捕・監禁で15年の拘禁刑に処され、刑期を満了したXに対して実施された。即ち、保安監視上の義務違反に基づく保安監置として、2011年12月23日、対象者がフレーヌ保安監置センターに収容された。当該対象者は、2012年2月まで同センターに収容された後、移動型電子監視付の保安監視に付された。

8-3 まとめ

以上、移動型電子監視を中心に、フランスにおける保安処分論の現状について概観したが、次のような指摘ができよう。

電子監視に対する評価について、やはり、固定型電子監視が抱える人権侵害的側面は無視できない。「ブレスレットは、踝にはなく、頭に付けられている」という比喩的表現に端的に示されているように、対象者の受ける精神的苦痛はきわめて大きい。このような刑の執行態様が許容されるのか否かは慎重な検討を要する。固定型電子監視は施設内処遇から解放する「恩恵」であるとする説明は固定型電子監視を正当化するには不十分であって、このような説明によるならば、社会内処遇は、およそその内容如何に関わらず、許容されてしまう危険性が生じる。なお、刑訴法723-8条2項は、「人の尊厳、無傷性及び私生活の尊重を保障しなければならない」と規定するが、固定型電子監視それ自体の人権侵害性が実施に際する配慮だけで抜本的に改善される訳ではないであろう。

さらに、移動型電子監視の人権侵害性は、固定型電子監視よりもはるかに高い。刑訴法763-12条3項も、固定型電子監視と同様、「その実施は、人の尊厳、無傷性及び私生活の尊重を保障し、彼の社会復帰を促進しなければならない」と規定しているが、24時間常時行われる監視が、人の尊厳やプライバシーを害することなく実施されるのかそもそも疑問であり、これを社会復帰を促進するための手段と考えることも困難であろう。

電子監視を実施するに際して、対象者の「同意」が要件とされている。不同意の場合、固定型電子監視では、「恩恵」が付与されず、通常の執行形態、即ち、施設内処遇となり、移動型電子監視では、有罪宣告時に定められた拘禁刑が執行される。このような拘禁刑による威嚇が背後に存在する「同意」が対象者の真意に基づくものとは到底いえず、「同意」でもって、電子監視のもつ人権侵害的側面を払拭することはできないというべきである。

他方、フランスにおける保安処分を中心とした社会的反作用については、以下の点が指摘できよう。

まず、全体の傾向として、危険性の有無による二極化が顕著である。その最も特徴的なものは司法監視である。司法監視の場合、危険性の存しない者はそのまま刑の短縮の恩恵に浴し、高度の危険性を有する者はその間、司法監視に付される。善時制で刑期を短縮しておきながら、その間、監視に付すというのは背理といわざるをえない。司法監視は最終的に保安監置に繋がる可能性も含むだけにより一層問題は深刻化する。

次に、再犯防止策として監視強化が推進されようとする際、「何らの措置も伴わない釈放(sorties sèches)」の回避が、しばしばその根拠として挙げられる。しかし、監視強化が再犯防止に資するか否かはそれ自体検討を要するというべきである。監視と社会復帰の関係についても、監視は対象者の社会復帰に資するもので

ないのみならず、対象者にスティグマを植え付けるのみであって、むしろ、社会復帰を阻害する方向に働くとの指摘は、傾聴に値するといえよう。

また、近時の刑事立法で常に強調されてきたのが被害者保護である。刑罰であれ、保安処分であれ、社会的反作用の目的ないし機能において、被害者の復権及び保護が近時中心的地位を占めつつあることは否定できない。もっとも、被害者保護の強調が、社会を潜在的被害者集団として捉える発想と結びつく場合、対象者の社会復帰という観点はますます遠のくことになる。近時の監視強化策は、まさに新古典主義及び新社会防衛論からの乖離、いうなれば、新社会防衛論から社会防衛論への回帰と呼ばれる現象を端的に示しているといえよう。

さらに、保安監置の導入をはじめとする再犯防止立法を検討する際には、立法者の思惑と実務の意識が必ずしも一致していないという点にも注目しなければならない。

保安監置の遡及適用をめぐるっては、立法者と憲法院の間で駆け引きがあった。憲法院が保安監置の遡及適用を否定したにもかかわらず、事実上の遡及適用が実際に行われているのは周知の通りである。これは、憲法院が、対象者の人権を重視して保安監置の遡及適用を否定したことの意義を軽視するものといわざるをえない。

しかしながら、裁判実務では、保安監視の延長が否定されたり、保安監置が短期で終了したりする例が散見され、当初立法者が想定していた治安強化の方向に実務が必ずしも追従しているわけではない点には注意しなければならない。保安監視の導入は、司法監視または社会内司法監督の時間的制約を超えて、監視を強化するのが立法者の狙いであったが、移動型電子監視が対象者の環境調整の困難さ等からさほど利用されていない現状に鑑みても、立法と実務の運用との間には温度差があるといえよう。

立法者が強力に推し進めようとしてきた治安強化が実務に浸透していくのかどうかについては、今後注意深く見守って行く必要がある。

これに関連して、政権交代の影響も無視できないであろう。このことは、2012年5月23日、常会において、「保安監置及び保安監視を廃止する法案(Proposition de loi visant à supprimer la rétention et la surveillance de sûreté)」(SÉNAT, SESSION ORDINAIRE DE 2011-2012, N° 551)が上院に提出され、また、上院選挙の後、2012年7月31日、臨時会において、「保安監置及び保安監視を廃止する法案(Proposition de loi tendant à la suppression de la rétention et de la surveillance de sûreté)」(SÉNAT, SESSION EXTRAORDINAIRE DE 2011-2012, N° 734)が上院に提出された点に端的に表れている。

同法案の審議経過のみならず、政権交代によって、前政権が進めてきた再犯防止策ないし監視強化策全般につき見直しが図られる可能性があり、今後の動向を注視しなければならないであろう。

【参考文献】

BOULOC, Bernard, Droit pénal général, 21^e éd., 2009, pp.489-490.

BOULOC, Bernard, MATSOPOULOU, Haritini, Droit pénal général et procédure pénale, 17^e éd., 2009, pp.521-522, 578.

DANET, Jean, La rétention de sûreté au prisme de la politique criminelle: une première approche, Gaz. Pal., 2-4 mars 2008, p.12.

DEBOUE, Frédéric, FALLETTI, François, JANVILLE, Thomas, Précis de droit pénal et de procédure pénale, 3^e éd., 2010, pp.311-312.

DESPORTES, Frédéric, LE GUNHEC, Francis, Droit pénal général, 16^e éd., 2009, pp.814-818.

Direction de l'administration pénitentiaire, Les chiffres clés, de l'administration pénitentiaire au

1^{er} janvier 2011, p.6.

GAUTRON, Virginie, De la société de surveillance à la rétention de sûreté, Étapes, faux-semblants, impasses et fuites en avant, AJ Pénal, 2009, p.55.

HERZOG-EVANS, Martine, La loi n° 2008-174 du 25 février 2008 ou la mise à mort des <<principes cardinaux>> de notre droit, AJ Pénal, 2008, n° 4, pp.162-164.

JNRS, 1^{er} juillet 2010, n° 10JNRS001, AJ Pénal 2010, 559, obs. M. Herzog-Evans

LACROIX, C., Rétention de sûreté: le consensus des deux assemblées, D, 2008, pp.404-405.

LAVIELLE, Bruno, Une peine infinie, libres propos sur la rétention de sûreté, Gaz. Pal., 2-4 mars 2008, pp.3-4.

MBANZOULOU, Paul, La dangerosité des détenus. Un concept flou aux conséquences bien visibles: le PSEM et la rétention de sûreté, AJ Pénal, 2008, p.175.

PRADEL, Jean, Manuel de droit pénal général, 17^e éd., 2008, pp.682-684.

PRADEL, Jean, Une double révolution en droit pénal français avec la loi du 25 février 2008 sur les criminels dangereux, D, 2008, pp.1006-1012.

井上宜裕「刑の一部執行猶予－法制審議会議事録を中心に－」龍谷法学 43 卷 1 号(2010 年)79-103 頁

井上宜裕「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する 2008 年 2 月 25 日の法律(Loi n° 2008-174)について」法政研究 77 卷 4 号(2011 年)831-849 頁

井上宜裕「フランスにおける社会内処遇」(刑事立法研究会編)『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(2012 年 3 月・現代人文社)350-364 頁

井上宜裕「フランスにおける保安監置及び保安監視をめぐる近時の動向」法政研究 79 卷 1・2 号(2012 年 10 月)47-71 頁

〈発 表 資 料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
フランスにおける電子監視をめぐる近時の動向	日本刑法学会九州部会	2012 年 12 月
フランスにおける電子監視をめぐる近時の動向	清和法学研究	発行年月未定 (19 卷 1 号)